

赤磐市報道提供資料

令和8年1月23日

物価高騰対策として水道料金の基本料金の免除を実施します

赤磐市では、物価高騰対策として、市民の生活や経済活動を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、下記のとおり水道料金の基本料金を免除します。（下水道使用料は対象外です。）

記

1 免除の内容（対象者・対象範囲）

◎市内すべての水道利用者（一般家庭、事業者等）の水道基本料金

2 免除の期間

◎令和7年12月使用分から令和8年1月使用分の2か月分（1月検針分）
(請求月は、令和8年2月・3月です。)

使 用 期 間	請求月	納期限
12月使用分	2月	3月2日
1月使用分	3月	3月31日

◎検針時にお知らせする「水道使用水量等のお知らせ」で確認できます。

3 手続き等

◎免除に際して、手続きは必要ありません。

◎免除手続きについて、市役所から電話や訪問をすることはありません。

◎免除手続きについて、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありま
せん。



市制施行20周年
心ひとつに Akaiwa City

(問い合わせ先)

建設事業部 上下水道課 岸本・清水
電話：086-955-2743（直通）